

## 第208回埼玉県都市計画審議会

平成21年2月12日午後1時30分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、ただいまより第208回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それではまず初めに、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお配りさせていただいております資料が、まず配付資料一覧表。それから、委員名簿、それから議案概要一覧表、それと議案書でございます。

それから、本日お手元にお配りさせていただいております資料が、次第、それから座席表、それと本日現在の委員名簿でございます。委員名簿につきましては、事前に配付されたものと差しかえをお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行に戻らせていただきます。ここで新たに御就任をいただきました委員を御紹介申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に規定しております関係行政機関の委員として御就任いただきました関東農政局長の皆川芳嗣様でございます。

○皆川委員（代理） 代理出席の久保と申します。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

では、ここで委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。ただいま17名の委員の方々に御出席を賜りました。したがって、審議会条例5条2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告を申し上げます。

本日は、大村会長が所用で欠席となっております。このため、審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長職務代理者の指名を受けておられます松本委員に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、松本委員、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本） 審議会の会長職務代理者の松本でございます。本日は、委員の皆様方には大変御多忙のところ御出席をいただきましてありがとうございます。

先般電話がかかってまいりまして、突然並木課長さんがお見えになりまして、会長職務代理ということでお願いをしたいという話でございました。びっくり仰天したわけでありますけれども、私の日記をめくってみますと、19年の9月の6日に指名を受けまして、よせばいいのに大村会長不在のときはきちんとやりますというような余計なお話も申し上げた経緯がございまして、口は災いのもとでございますが、ということで、会長職務代理ということで不慣れでございます。大村先生、あるいは今日欠席でございますが、久保田先生のような専門でございませぬので、あまり難しい質問はなさらないように最初にお断りを申し上げておきます。

それでは、会議録の署名委員でございますけれども、本審議会の運営規則の第5条第2項の規定

によりまして、私のほうから御指名をさせていただきたいと存じます。泉名委員さん、それから鈴木弘委員さん、お二人をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の公開に関する取り扱い要綱に基づいて原則公開となっております。私といたしましては本日は非公開にすべき案件はございません。委員の皆様、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、御異議がございませんので、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきますと存じます。

傍聴者はいらっしゃるのでしょうか。それでは、入場させていただきたいと思います。

〔傍聴者入場〕

○議長（松本） 傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局のほうからお配りいたしました傍聴要領をよくお読みになって、遵守していただきたいと存じます。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場をお願いすることといたします。

新聞記者の方いらっしゃいますか。いらっしゃいませんね。

それでは、ただいまより第208回埼玉県都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の次第でございますとおり、議第4866号「鴻巣都市計画用途地域の変更について」など都市計画法、建築基準法にかかわる18議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議第4866号「鴻巣都市計画用途地域の変更について」及び議第4867号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」の2議案につきまして、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の並木でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。議第4866号及び議第4867号の2議案につきましては、前回の都市計画審議会でも御説明申し上げましたが、暫定逆線引き地区に関する議案でございます。暫定逆線引き地区につきましては、計画的な整備が確実な場合、市街化区域へ再度編入し、計画的な整備が見込めない地区については用途地域を廃止することとしております。これから御審議いただく2議案につきましては、計画的な整備の見込みがないため、用途地域を廃止するケースでございます。

それでは、議第4866号「鴻巣都市計画用途地域の変更について」を御説明いたします。議案書は5ページから8ページ、図面は13ページ及び15ページでございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更いたします鴻巣市の箕田地区でございます。当地区は、図面左のJR高崎線北鴻

巢駅から南東約1.3kmに位置する面積約8.4haの区域でございます。前面のスクリーンに変更地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が今回変更する地区でございます。

恐れ入りますが、議案書の15ページの詳細図を御覧ください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。当地区は、昭和45年の当初線引きにより市街化区域としましたが、計画的な整備の見込みがないため、昭和59年に用途地域を残したまま市街化調整区域とした暫定逆引き地区でございます。今回地元や鴻巣市との調整を行った結果、計画的な整備の見込みがないことから、用途地域を廃止するものでございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りください。これは、鴻巣都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の7ページは、その新旧対照表でございます。

続きまして、議第4867号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（鴻巣市）」を御説明いたします。議案書は9ページから11ページ、図面は13ページ及び15ページでございます。これは、暫定逆線引き地区における用途地域の廃止に伴い、これまで用途地域で定められておりました容積率、建ぺい率、これらの規制がなくなることから、建築基準法の規定により特定行政庁である知事が容積率、建ぺい率等の数値を新たに定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の15ページの詳細図を御覧ください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。対象区域は、先ほど「鴻巣都市計画用途地域の変更について」で御説明いたしました鴻巣市の箕田地区でございます。図面左下の表が変更内容となっております。当地区につきましては、周辺と調和した環境の形成が図られるよう隣接する区域の数値と整合を図り、容積率を200%、建ぺい率を60%に、また道路による高さ制限など、隣接する区域の数値に合わせて定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の10ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、変更後の鴻巣市の建築物に係る数値を示した計画書でございます。右側の11ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました議第4866号「鴻巣都市計画用途地域の変更」ほかにつきまして平成19年12月に説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。用途地域の変更につきましては、平成20年11月18日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、鴻巣市からこの用途地域の変更につきましては賛成の回答を、建築物の形態規制の数値の変更につきましては支障なしの回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

須田さん。

○須田委員 ちょっと確認で、この件について意見があるわけではありませんけれども、お伺いしたいことがありますので、お許しをいただきたいと思います。

今回暫定逆線引き地区というのは、埼玉県方式と言われておりまして、県内多数あると思います。我が市でも6カ所ほどございますけども、一番困っておりますのは、このように市街化区域内に市街化調整区域があつて、地権者の方が市街化調整区域でいいという場合には調整区域に戻すということで問題はないんだろーと思ひますけども、問題は市街化区域に編入する条件ですね。そく聞しますと、国のほうは厳しい規制というか、何かあるとかということをお聞きしております。原則区画整理事業によって良好な町並みにしていくということが大原則なんだろうと思ひますけれども、市街化区域にしていくための条件のようなもの、市街化調整区域にするということは、これはそういう議案ですよ、それを承認するかどうか。これは、もう全く異議を唱えるもんでありませんけれども、一般論として県内各地区にこういった暫定の逆線引き地区があるかと思ひますが、それを市街化区域にしていく場合の条件のようなもの、一般論で結構ですが、御指導いただけたらありがたいんですが。

○議長（松本） 課長、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 私のほうから説明申し上げます。

暫定逆線引き地区、先ほど申しましたとおり、昭和46年に市街化区域に埼玉県しまして、そこから10年ぐらいたちまして、大体昭和59年から60年ぐらゐの間に市街化区域内で集团的に農地が残っているところ、それでかつ計画的整備ができない、しないと言つたらいいんですか、立ち上がらない区域につきまして、暫定逆線引きとして暫定的に調整区域にしてきたと、こういう経過がございます。今須田委員さんからもお話がございましたとおり、このところにつきましては計画的整備ができた場合には市街化区域に再度戻すと、こういうお話を地元にも御説明をして理解をいただけております。したがいまして、その後計画的な整備ができれば市街化区域に戻しますと、こういうのが基本的な条件でございます。今回市街化調整区域のままにする、用途地域を外すということですね。市街化調整区域にするということにつきましては、暫定逆線引き地区、地元の方々の意向と計画的整備ができますかと、こういうことで各市町村さんに地元に入つていただきまして、計画的整備ができれば市街化区域にしますと。またかつ計画整備はしないと、そこまでやる意思はない、これは地主の方々と、それから行政の方々、これは市町村ですね、そういう方々との調整をしていただいて、今回の場合にはそういう計画的な整備が持ち上がらない、または地元の方々も調整区域のままでいいのではないかと、こういうような意向を調整いたしまして、結果として用途地域を外すと、こういう形でございます。質問の市街化区域にするということにつきましては、計画的な整備ということをおつ条件にしております。今回の場合には、一般的には区画整理なんですけども、地区計画においても計画的な整備が進められれば、市街化区域にしたいというふうにお考へております。

○議長（松本） 須田さん、いかがでございますか。よろしいですか。

○須田委員 はい。

○議長（松本） そのほか何か御質問、御意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議第4868号「越谷都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4868号「越谷都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。議案書は17ページから20ページ、図面は21ページ及び23ページでございます。

恐れ入りますが、議案書21ページの計画図を御覧いただきたいと思っております。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更いたします越谷市の大袋駅西口地区でございます。当地区は、図面中央の東武伊勢崎線大袋駅の西に位置しております。前面のスクリーンに変更地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が今回変更する区域でございます。

恐れ入りますが、議案書23ページの詳細図を御覧ください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面中央を東西に結ぶ都市計画道路大袋駅西口線は、昭和43年に都市計画決定され、現在事業を進めているところでございます。今回都市計画道路の事業進捗に合わせ都市計画道路端から25mの区域を沿道としての土地利用を図るため、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域及び近隣商業地域に用途地域を変更するものでございます。また、用途地域の境界を整えるため、都市計画道路の北側の一部について、近隣商業地域から周辺の用途地域と同様の第1種中高層住居専用地域に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書18ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、越谷都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の19ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました本議案につきまして平成19年12月から5回説明会等を開催し、住民に対して周知を図ってまいりました。平成20年11月14日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。この用途地域の変更につきましては、越谷市、吉川市及び松伏町から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、異議がない場合、挙手をお願いしたいと思います。

[挙手多数]

○議長（松本） ありがとうございます。それでは、原案のとおりに決定をさせていただきます。

続きまして、議第4869号「春日部都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4869号「春日部都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。議案書は25ページから28ページ、図面は29ページ及び31ページでございます。

恐れ入りますが、議案書29ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更します春日部市の武里団地センター地区でございます。当地区は、図面中央の東武鉄道伊勢崎線武里駅から南約0.7kmに位置する面積約2.3haの区域でございます。前面のスクリーンに武里団地センター地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が武里団地センター地区でございます。

恐れ入りますが、議案書31ページの詳細図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思えます。図面左下の表が今回の変更内容でございます。当地区は、都市再生機構が昭和41年から管理を開始した戸数約5,500戸の武里団地のセンター地区で、現在店舗、銀行、郵便局などの生活利便施設や住宅などが立地している区域でございます。今回当地区の建物の建てかえの実施にあわせて周辺の住民の方にとってより利便性の高い生活関連機能を集積するため、用途地域を第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域から第2種住居地域に変更するものでございます。また、この用途地域の変更にあわせて、市決定ではございますが、都市の不燃化を進めるために準防火地域を、またきめ細かなまちづくりを誘導するため、地区計画を定めることとなっております。

恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧ください。地区計画の概要を御説明いたします。地区計画は、市が定める都市計画ですので、あくまで参考として御説明させていただきます。青色の点線で囲まれた区域が地区計画の区域でございます。地区計画の主な内容といたしましては、公園、歩道状空地などの施設を定め、また戸建て住宅やパチンコ店などの立地を規制し、公益施設や生活利便施設の集積を図るものでございます。

恐れ入りますが、議案書26ページにお戻りいただきたいと思えます。これは、春日部都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の27ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました議第4869号「春日部都市計画用途地域の変更」につきましては、平成20年7月19日から3回説明会等を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年12月5日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、同時期に縦覧いたしました春日部市が決定する地区計画の案に対しまして、春日部市長あて意見書が提出されました。その中で、2通2名の方から用途地域の変更に関する内容がありまし

たので、参考に御報告いたします。意見書の要旨といたしましては、なぜ今急に用途地域を変更するのかというのと、センター地区の取り壊しを促進させる用途地域の変更には反対であるということでございます。今回センター地区の建築物の建てかえを契機とした用途地域の変更でございます。周辺の住民の方にとって、より利便性の高い生活関連機能を集積するために用途地域を変更するものでございまして、用途地域の変更自体が取り壊しを促進させるものではございません。

以上、市決定の都市計画に関して提出されました意見につきまして報告させていただきました。

なお、春日部市からはこの用途地域の変更につきまして賛成の回答をいただいております。また、用途地域の変更にあわせまして春日部市が定める防火地域及び準防火地域と地区計画につきまして、春日部市都市計画審議会において審議がなされ、春日部市から知事あて協議の申し出がなされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

須田さん。

○須田委員 ちょっとお伺いいたしますけども、こういった昔の団地は全体で一団地認定というんでしょうか、ですから用途地域を変更する場合には部分的に変更というのはなかなか難しいというのをお聞きしているんですけども、この武里団地についてはどういうふうになっているのか、その辺を御説明いただければと思います。

○議長（松本） 事務局、お願いします。

○幹事（都市計画課長） ここのところは、一団地認定がしてございます。しかしながら、その一団地認定の内容とこの都市計画の用途の内容とは、つまり不整合を生じるものではないということで、今回の場合には用途地域変更できると。一団地認定の場合に、幾つかの要件がございまして。それと調整するということになると思いますね。そういう面では、今回の場合にはそういう点で不整合はないということでできると。これで障害があれば、おのおの変更する必要が出てくるということでございます。

○議長（松本） よろしゅうございますか。

○須田委員 ということは、このセンター地区のエリアだけを抜き出してというか、限ってこの用途地域の変更が可能と、そういう意味でよろしいんですか。

○議長（松本） よろしいですか。

○幹事（都市計画課長） まさにそのとおりでございます。

○議長（松本） そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、原案のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。なければ、挙手をお願いします。

[挙手多数]

○議長（松本） ありがとうございます。それでは、本案は原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議第4870号「上尾都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4870号「上尾都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

この議案は、長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。議案書は33ページから36ページ、図面は37ページでございます。

恐れ入りますが、議案書37ページの計画図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の右上から左下にかけて赤と黄色で表示しております都市計画道路原市川越線は、幅員16mの上尾市南部を通る東西方向の幹線道路でございます。赤で示す区間につきましては整備済みでございます。変更内容でございますが、今回見直しの検討対象といたしましたのは、黄色で示す未整備区間でございます。並行する県道川越上尾線が既に幅員16mで整備され、交通機能が十分に確保されていることから、黄色で示す区間を廃止するものでございます。また、この変更にあわせて車線数を2と定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、御説明申し上げました本議案につきまして平成20年6月から2回説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年10月24日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきまして上尾市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松本） それでは、原案のとおり決定することに御異議がなければ、挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

○議長（松本） ありがとうございます。本案は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして次に、議第4871号「入間都市計画道路の変更について」及び議第4872号「入間都市計画用途地域の変更について」、2議案につきましてそれぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、御説明させていただきます。

この議案も長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。まず、議第4871号「入

間都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。議案書は39ページから42ページ、図面は43ページでございます。

恐れ入りますが、議案書43ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。図面の中央、左右方向に黄色で表示しております都市計画道路鍵山新道線は、幅員16mの西武池袋線北側に位置する東西方向の幹線道路でございます。変更内容は、重複する県道富岡入間線が8から10mで整備され、交通機能が確保されていることから、全線を廃止するものでございます。

次に、図面中央、上下方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路黒須新道線は、幅員16mの入間市駅北西に位置する南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、黄色で示す区間について並行する市道が既に8.5から10mで整備され、その交通機能が確保されていることから、黄色で示す区間を廃止するものでございます。また、この変更に伴いまして、従前の名称高倉黒須新道線から黒須新道線に名称を改め、車線数を2と決定するものでございます。

続きまして、議第4872号「入間都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。議案書は45ページから48ページ、図面は49ページでございます。

恐れ入りますが、議案書49ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。今回変更いたします区域は、図面中央の赤枠で囲まれた鍵山新道沿線地区でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。鍵山新道沿道地区でございますが、当地区は先ほど御説明申し上げました都市計画道路鍵山新道線に隣接する区域でございます。現在幹線道路沿道の土地利用を誘導するため、都市計画道路境界を基準として近隣商業地域を指定しております。今回都市計画道路の廃止に伴いまして、用途地域の区域界を現存する県道や市道の道路境界等を基準として変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書46ページにお戻りください。これは、入間都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の47ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきまして平成20年5月から3回説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年11月7日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきまして入間市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、御発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、原案のとおり決定することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。原案のとおり決定させていただきます。

続きまして次に、議案第4873号「新座都市計画道路の変更について」及び議第4874号「新座都市計画用途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、御説明させていただきます。

この議案も長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。まず、議第4873号「新座都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。議案書は51ページから54ページ、図面は55ページでございます。

恐れ入りますが、議案書55ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。図面の中央下側と左側に赤色で表示しております都市計画道路放射7号線は、幅員18mの新座市南西部を通る東西方向の幹線道路でございます。本路線は、東京都、埼玉県との境において計画幅員の不整合があり、今日まで懸案となっていた路線でございます。変更内容でございますが、将来交通量や交通体系等総合的に検討するとともに、隣接いたします東京都と調整を図った結果、従前4車線の幅員22mとしていたものを今回2車線の幅員18mに変更するものでございます。また、連続する東京都の都市計画道路新東京所沢線につきましても、2車線の幅員18mで現在、東京都が事業を実施しております。また、図面の下側に赤で表示しております都市計画道路ひばりヶ丘片山線につきましては、放射7号線の変更に伴いまして終点の位置の変更を行い、車線数を2と決定するものでございます。

続きまして、議第4874号「新座都市計画用途地域の変更について」御説明いたします。議案書は57ページから61ページ、図面は63ページでございます。

恐れ入りますが、議案書63ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。今回変更します区域は、図面の赤枠で囲まれた①の都市計画道路3・4・10号放射7号線沿道地区と②の都市計画道路3・4・11号放射7号線沿道地区でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。今回変更いたします2地区でございますが、先ほど説明いたしました都市計画道路放射7号線の沿道に隣接する区域でございます。現在幹線道路沿道の土地利用を誘導するため、第1種住居地域を指定しております。今回都市計画道路の幅員の変更に伴いまして、用途地域の区域境界を変更後の都市計画道路境界を基準として変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書58ページにお戻りください。これは、新座都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の59ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきましては、平成20年7月から4回説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年12月5日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきまして新座市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

○須田委員 議長、私が賛成って言ってしまっていていいんでしょうか。退席したほうがよければ退席いたしますが。

○議長（松本） 事務局、いいんですか。

○事務局 構わないと。

○議長（松本） 当該市長さんでございますから。ということでございますが、よろしゅうございませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。特に御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございます。

次に、議第4875号「川越都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4875号「川越都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

この議案も長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。議案書は65ページから71ページ、図面は73ページでございます。

恐れ入りますが、議案書73ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の中央、上下方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路鹿山田波目線は、幅員16mの日高市街地北部を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、並行する市道が約10mで整備され、交通機能が確保されていることから、黄色で示す区間を廃止し、さらに周辺の土地利用の状況を踏まえ、路上への駐車需要が少ないと考えられますことから、一部区間の幅員を16mから14mへ変更するものでございます。また、この変更に伴いまして従前の名称下鹿山田波目線から鹿山田波目線に名称を改めるものでございます。

次に、図面の左側、上下方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路鹿山南平沢線は、幅員14mの日高市街地中央部を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、並行する市道がおおむね8から10mで整備され、交通機能が確保されていることから、黄色で示す区間を廃止し、さらに工業系の用途地域が多く、周辺の土地利用の状況を踏まえ、路上への駐車需要が少ないと考えられますことから、一部区間の幅員を16mから14mへ変更するものでございます。

都市計画道路南平沢田波目線、都市計画道路原宿旭ヶ丘線及び都市計画道路高萩猿田線におきましては、先ほど御説明申し上げました鹿山田波目線、鹿山南平沢線の変更及び市決定の都市計画道

路上鹿山下鹿山線の一部区間を廃止することに伴いまして、赤い二重丸で囲まれている部分におきまして交差点の一部区域を変更するものでございます。

次に、図面の右側、上下方向に赤で表示しております都市計画道路高萩駅前通線は、幅員16mのJR武蔵高萩駅から南へ伸びる南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、地域のにぎわいに配慮し、桜並木や既存の商店街を保全するため、幅員を18mから16mへ変更するものでございます。

なお、各路線の変更にあわせて、図面の右下の表のとおり車線数を決定するものでございます。

以上、御説明申し上げました議第4875号「川越都市計画道路の変更」につきましては、平成20年7月から3回説明会を開催し、住民に対して周知を図ってまいりました。平成20年11月7日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、日高市から賛成の回答をいただいております。また、本議案にあわせまして日高市が定める都市計画道路の変更につきましては、日高市都市計画審議会で審議がなされ、日高市から知事あて協議の申し出がなされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、御発言をお願いいたします。御意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、もし御異議がございましたら、挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。異議がないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議第4876号「和光都市計画道路の変更について」及び議第4877号「和光都市計画用途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供しします。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、御説明させていただきます。

この議案も長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。まず、議第4876号「和光都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。議案書は75ページから79ページ、図面は81ページでございます。

恐れ入りますが、議案書81ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。図面の中央、上下方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路諏訪越四ツ木線は、幅員16mの和光市中心部を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、県道練馬川口線、県道和光インター線、県道新座和光線及び国道254号といった周辺の幹線道路の整備が進んだことによりまして交通機能が確保されていることから、黄色で示す区間を廃止するものでございます。

次に、図面の下部、左右方向に黄色で表示しております都市計画道路東京松本線は、幅員12mの和光市中央部を通る東西方向の幹線道路でございます。変更内容は、重複する県道新座和光線が約11mで整備され、交通機能が確保されていることから、全線廃止するものでございます。

次に、図面の上部、左右方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路吹上赤池線は、幅員16mの和光市北部を通る東西方向の幹線道路でございます。変更内容は、並行する国道254号バイパスや市道が整備され、交通機能が確保されていることから、黄色で示す区間を廃止するものでございます。

なお、各路線の変更にあわせて、図面の右上の表のとおり車線数を決定するものでございます。続きまして、議第4877号「和光都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。議案書は83ページから86ページ、図面は87ページ及び89ページでございます。

恐れ入りますが、議案書87ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回変更します区域は、図面中央の赤枠で囲まれた新倉2丁目地区でございます。

恐れ入りますが、議案書89ページの詳細図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。当地区は、先ほど御説明申し上げました都市計画道路吹上赤池線の沿道の区域でございます。現在幹線道路沿道の土地利用を誘導するため、第1種住居地域を指定しております。今回都市計画道路の廃止に伴いまして、幹線道路沿道の土地利用を誘導する必要がなくなりましたことから、当地区や周辺の土地利用状況が主に住宅であることを勘案いたしまして、周辺と同様の第1種中高層住居専用地域に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書84ページにお戻りください。これは、和光都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の85ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきましては、平成20年2月から4回説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年12月5日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきましては和光市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、御発言をお願い申し上げます。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、御異議がない方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。本案は原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議第4878号「蕨都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4878号「蕨都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

この議案も長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。議案書は91ページから94ページ、図面は95ページでございます。

恐れ入りますが、議案書95ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。図面の左上から右下にかけて赤と黄色で表示しております都市計画道路旭町丁張線は、幅員15mの蕨市北部を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、並行いたします市道が幅員約16mで整備され、交通機能が十分に確保されていることから、黄色で示す区間を廃止するものでございます。この区間の廃止によりまして名称を下高野丁張線から旭町丁張線に変更するものでございます。また、本路線を含め右上の表の9路線につきましては、それぞれ車線数を2と決定するものでございます。

以上、御説明申し上げました本議案につきましては、平成20年5月から2回説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年11月14日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきましては蕨市から賛成の回答をいただいております。

なお、関連する都市計画道路でございます3・5・20号下高野助縄線の変更につきましては、蕨市都市計画審議会において審議がなされ、蕨市から知事あて同意協議が提出されております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、御発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、異議がない方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議第4879号「草加都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と議第4880号「草加都市計画区域区分の変更について」と議第4881号「草加都市計画用途地域の変更について」の3議案につきまして、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、御説明させていただきます。

本議案は、三郷インター南部地区において土地区画整理事業により計画的市街地整備が確実になったことから、市街化区域に変更しようとするものでございます。議案書は97ページから142ページ、図面は143ページから145ページでございます。

議案の説明に入ります前に、変更する地区の概要を御説明いたします。恐れ入りますが、前面の

スクリーンを御覧いただきたいと思います。図面赤枠で囲まれた区域が議案の対象となります。三郷インター南部地区約44haでございます。当地区は、常磐自動車道、首都高速足立三郷線及び東京外環自動車道の3路線が合流いたします。三郷ジャンクションの南側に隣接し、つくばエクスプレス三郷中央駅から北西へ1.5kmに位置しております。また、三郷ジャンクションの北側には、三郷インターA地区において区画整理事業が進められております。今回変更いたします三郷インター南部地区につきましては、幹線道路沿道の利便性を生かし、三郷インター南部土地区画整理組合による流通・工業地の整備を予定しております。前面のスクリーンに地区の航空写真がございますので、御覧いただきたいと思います。赤枠で示す区域が三郷インター南部地区でございます。

それでは、今回都市計画変更する3議案について御説明申し上げます。議第4879号「草加都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から御説明申し上げます。議案書は98ページを御覧いただきたいと思います。変更する理由でございますが、ページの下を御覧いただきたいと思います。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。草加都市計画区域内の三郷インター南部地区は、土地区画整理事業により市街地の形成が図れることから、市街化区域に位置づけ、幹線道路沿道の利便性を生かし、流通・工業地としての土地利用を図るため、変更するものでございます。

変更する主な内容を新旧対照表を使って御説明させていただきます。大変恐れ入りますが、議案書128ページをお開きいただきたいと思います。左側が新、右側が旧でございます。波線の箇所が追加、変更する箇所となっております。左側の新しい部分を使って御説明いたします。128ページでございます。3の(1)、①の主要用途の配置の方針でございます。表の用途欄の工業地を御覧いただきたいと思います。三郷インター南部地区につきましては、基盤整備とあわせて幹線道路沿道の利便性を生かした流通・工業地の形成を図る地区に位置づけております。その他、次のページをお開きいただいて、②の市街地における建築物の密度の構成に関する方針や、次のページの3、(3)、②の市街地整備の目標、こういうところにおきまして当該地区、三郷インター南部地区を位置づけております。そのような所要の変更を行っております。

恐縮でございます。続きまして、議第4880号「草加都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。恐れ入りますが、議案書143ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。図面中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更する三郷インター南部地区でございます。当地区は、土地区画整理事業によりまして計画的な市街地整備が確実であることから、市街化区域へ編入するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の136ページにお戻りいただきたいと思います。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきます。1の区域区分でございますが、今回の変更により三郷インター南部地区約44haを市街化区域に編入するものでございます。今回の変更に伴いまして、草加都市計画区域内の市街化区域の面積が5,211ha、市街化調整区域の面積が2,375haとなるものでございます。

続きまして、議第4881号「草加都市計画用途地域の変更について」御説明いたします。恐れ入りますが、議案書の145ページの詳細図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。図面の赤枠で囲まれた区域が先ほどから御説明申し上げております三郷インター南部地区でございます。今回市街化区域への編入に伴い、新たに用途地域を定めるものでございます。図面の左下の表が変更内容でございます。当地区は、土地区画整理事業により都市基盤整備を推進するとともに、流通・業務・工業系の拠点形成を図るため、工業地域に用途地域を定めるものでございます。また、今回の用途地域の変更とあわせて、市決定ではございますが、地区計画を定めることとなっております。地区計画の主な内容といたしましては、地区施設として区画街路、公園などを定め、また建築物の用途の制限としては、住宅やパチンコ店、その他操業環境の妨げとなる用途の立地を規制し、良好な工業団地の形成を図るものでございます。

恐れ入りますが、議案書の140ページにお戻りください。これは、草加都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の141ページは、その新旧対照表でございます。

前面のスクリーンを御覧いただきたいと思います。こちらが三郷インター南部地区の将来の土地利用計画でございます。中央に青色で示してある調節池と緑色で示してございます公園を配置し、調節池と公園の周りを取り囲むような形で流通・業務・工業系の土地利用を図るということでございます。

以上、御説明申し上げました3議案につきまして平成19年5月24日から3回説明会を開催し、その他関連する土地区画整理事業につきましても説明会を開催してきております。このようにして住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年9月30日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上、議第4879号から議第4881号の3議案につきましては、草加都市計画区域を構成する三郷市、草加市及び八潮市からは賛成の回答をいただいております。

なお、本3議案にあわせまして三郷市が定める地区計画、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業の区域につきましては、三郷市都市計画審議会で審議がなされ、三郷市から知事あて協議の申し出がされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

須田さん。

○須田委員 位置図をちょっと出していただいているいいですか。位置図出せますか。

○議長（松本） 143ページですか。

○須田委員 全体の位置図、全体のやつで。これでわかるかな。もっと全体を見れるのがあったんですけど、これでもいいですけど、質問は……これでわかるかな。インターチェンジがあって、一部区画整理のところから除かれているみたいに見えるんです、白く。それから、下の市街化

と、今度区画整理やるところとの間の高速道路と道路の間の白い部分が白地で残るみたいですけど、やっぱりできたらこの道路から道路全部区画整理やっちゃったほうが、私は白いところ少し残すのはどうなのかなというふうに思うんですけど、その辺地元での意見というんでしょうか、これは組合施行でおやりになるということですから、地権者の賛同のあるところをやるということだと思いますけれども、その辺の経過についてちょっと御質問いたします。

○幹事（都市計画課長） お答え申し上げます。

今須田委員さんがおっしゃっている、ちょうど三郷 I C って書いてありまして、そのちょっと下に白く残っているところ、実はこのところは道路公団の事務所在地で、既に土地利用がされておるところでございます。ちょうど今の……ここのところですね。

それから、この図面でもわかりますけど、これ実は水路がございます。市街化区域を設定するときもそうですし、また区画整理を今回の場合には地元で持ち上げていただいております。先ほど須田委員さんがおっしゃったとおり、組合の区画整理でやるということで、組合の方々と市のほうで御相談されて、明確な地形、地物だとかということを考えてこういう形で設定したというふうに思っておりますし、私どもの線引きを設定するときにも、こういう道路であるとか明確な地形、地物とか、そういうものを一つの目標として区域界を定めております。そんなような形から、このような区域を設定したというふうに市のほうからも聞いておりますし、私たちも考えております。

○議長（松本） よろしゅうございますか。

○須田委員 下の部分が残ってもやむなしということでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 1つは、実は市のほうはこのインター全体を周辺開発したいというのを市の基本構想の中に位置づけて書いてございます。そういう中で、その計画的整備がきちんとできるというようなことで地元とも話し合いをしながらこういう区域決定を順次してきていると。先ほど申し上げましたとおり、この北側でインター A 地区というのが先行しております。そのような形で、市としては順次計画的整備をやっていきたいと、こういう予定はあるようでございます。今回の場合には、この区域で合意がとれたということだろうというふうに思っております。

○議長（松本） よろしゅうございますか。

須田さん、いいですか。

○須田委員 地元がそういうことでしたら、やむを得ません。

○議長（松本） そのほか御意見ございますか、御質問。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） それでは、異議がないようでしたら、挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。それでは、このように決定をさせていただきます。

続きまして、議第4882号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築指導課長） 建築指導課長の原本より御説明させていただきます。着席して御説明申し上げます。

それでは、議第4882号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書は147ページから148ページ、図面は149ページ及び151ページでございます。本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。

148ページの議案書を御覧ください。内容といたしましては、吉川市中野372番1及び373番1の敷地面積1,964.8㎡の敷地に主に建築物の解体現場から発生する瓦れき類などの建設廃材を破碎処理する産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。

149ページの図面を御覧ください。あわせて、スクリーンのほうも御覧ください。申請地は、図面右下にございます赤く塗りつぶしたところでございます。申請地は、JR武蔵野線の吉川駅から北東に約2.5km、吉川市役所から南東に約3kmの地点に位置しております。申請地は、工業専用地域であり、吉川市総合振興計画の基本構想において工業系の土地利用の位置づけがなされております。

次に、151ページの図面を御覧ください。あわせて、スクリーンのほうも御覧ください。赤い線で囲われている部分が今回の申請敷地で、青い線で囲われている部分が建築物になります。黄色で塗られている部分が許可対象となります。破碎施設、緑色で塗られている部分が緑地でございます。

なお、許可の対象となる施設は、1基の破碎施設でございます。この破碎施設は、主に建築物の解体現場から発生する瓦れき類を日量670.48t破碎するものでございます。また、破碎施設の騒音や振動の対策として、破碎施設を建築物の中に入れる計画となっております。当該計画施設の立地につきましては、吉川市へ意見照会をしたところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃掃法を所管する県環境部からも計画につきまして廃掃法上支障ない旨の回答を得ております。

以上により、埼玉県といたしましては、この敷地の位置につきまして都市計画上支障がないものと考えております。この敷地の位置について、都市計画上支障がないか御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（松本） ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

須田さん。

○須田委員 異議があるものではありませんけれども、この建築基準法第51条のただし書きによる許

可という内容をちょっと御説明いただけたらありがたいんですが。

○議長（松本） 課長さん、お願いします。

○幹事（建築指導課長） 廃棄物処理とかし尿処理の関係につきましては、都市計画上で位置の指定をするということになっております。ただし、建築基準法の51条のただし書きを使いまして、位置の指定につきましては都市計画審議会の議を経て位置を指定することができる、そういう内容でございます。

○議長（松本） よろしゅうございますか。

○須田委員 よろしいですか。

○議長（松本） はい。

○須田委員 そのただし書きというのは、この都市計画審議会の議を経てというただし書きだという意味ですね。

○幹事（建築指導課長） そうです。

○議長（松本） よろしゅうございますか。

○須田委員 はい。

○議長（松本） いかがでございますか。都市計画上支障がないとお認めいただくことでよろしゅうございますか。挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

○議長（松本） ありがとうございます。それでは、御異議がないものと認めまして、都市計画上支障がないということで認めることにしたいと思います。

最後の議案になりますけれども、議第4883号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」議題に供したいと思っております。

川越市は議案の説明をお願いいたします。

○川越市（参事兼建築指導課長） 川越市建築指導課長の奥津と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（松本） どうぞ、座って。

○川越市（参事兼建築指導課長） 着席して御説明させていただきます。

○議長（松本） はい、座ってください。

○川越市（参事兼建築指導課長） それでは、議第4883号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書は153ページから154ページ、図面は155ページ及び157ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。

154ページの議案書を御覧ください。内容といたしましては、川越市大字中福字鬼窪918番1ほか

21筆、敷地面積2万7,129.05㎡で、主に建築物の解体現場から排出される廃プラスチック類、木くず、瓦れき類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設でございます。

155ページの図面を御覧ください。あわせて、スクリーンのほうも御覧ください。申請地は、図面の右端の赤く塗ったところでございます。川越駅より南へ直線で約7.2kmに位置し、西は所沢市、狭山市、南は三芳町に近い位置にあります。申請地は、市街化調整区域であり、用途地域の定めのない地域でございます。周辺の状況といたしましては、農地、山林があり、付近に清掃工場、資材置き場、廃棄物処理施設、霊園が点在しております。

157ページの図面を御覧ください。あわせて、スクリーンのほうも御覧ください。赤い線で囲われている部分が今回の申請敷地で、緑色で塗られている部分は緑地となっております。また、青色で囲われているのが建築物でございます。黄色で塗られている部分が破碎施設でございます。

なお、①から④及び⑧、⑨の建築物は、新たに計画されている建物でございます。許可対象となります施設は、4基の破碎施設でございます。1日当たりの処理能力につきましては、表のとおりでございます。これらの施設は、すべて屋内に配置して騒音や飛散防止などの環境対策をとっております。近隣の所沢市、狭山市、三芳町へ意見を照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答をいただいております。計画地の緑化率につきましても、この地区の自然に配慮して現状の数値を下回らないように計画されております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管しております川越市環境部からも支障ない旨の回答をいただいているところでございます。

なお、地元自治会と生活環境保全協定が締結されており、川越市都市計画審議会においても支障なしとの回答をいただいております。この敷地の位置について、都市計画上支障がないか御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（松本） 以上御説明でございますが、何か御質問ございますでしょうか。

○秋坂委員 秋坂と申します。今いろいろお話を聞かせていただいて、すべて賛成、賛成ということできていますけども、この辺のところは過去においてはいろいろあったように聞いているんですね。そういうところがありまして、非常に危惧するところがあるんですが、まずこの施設、敷地面積からいっても相当な面積でもありますし、これ4つをやるということなんですけども、屋内でやるから大丈夫かということなんですけども、今まで過去においてここで賛成の意見が出されても、その後の実際に稼働しているところを見ているのかどうかという問題とか、いろいろ心配するところがあるんですけども、その辺のところはいかがですか。

○議長（松本） 川越市のほうで御説明をお願いいたします。

○川越市（参事兼建築指導課長） この施設は、規模は今回ほど大きくはございませんが、現在稼働している施設でございます。その後につきましては、市の環境部の産業廃棄物指導課のほうでそれは当然報告等受けながらやっていく施設となるというふうに認識しております。

○議長（松本） はい、どうぞ。

○秋坂委員 この場所ではないんですけども、よそのところで許可された後にいろいろ地域の方が反対というか、心配されたというところがあるんですが、そういう区域というのは聞いているんですか。

○川越市（参事兼建築指導課長） 今おっしゃられました施設は、当施設ではないと承知しておりますが、今回の施設につきましては川越市廃棄物処理施設等紛争の予防及び調整条例に基づきましてそれなりの説明がなされ、関係住民である地元自治会と協定が結ばれているところでございます。そういう点では、地元からも特段反対というような御意見は何っていないところでございます。

○議長（松本） 秋坂さん、よろしゅうございますか。

○秋坂委員 いいです。

○議長（松本） じゃ、須田さん、お願いします。

○須田委員 先ほどの越谷市さんの場合には、工業地域内に破碎施設をつくるということですから、問題ないと思うんですけども、今回の場合は市街化調整区域の中にこれだけ大きな施設をつくるということですね。ですから、さっきお伺いしたように建築基準法の第51条のただし書きによる許可というのがどうしてもよくわからないんです。要するにこういった調整区域地内に産業廃棄物の処理施設をつくる時には、県の都市計画審議会の議を経なさいよと、こういうことなんですか。この許可が県としては妥当だと考えているのかどうかですね。妥当だから、都市計画審議会に付議してどうでしょうかって聞いているのかどうか、ここまで上がってくるまでの経過ですよね。市街化調整区域にこういった破碎処理施設を県として、まあ、いいんじゃないかということで埼玉県の都市計画審議会の議を経ればいいのかというところにきているのかどうかという、その辺の経過が、このただし書き条項がどういう意味なのか、何でも都市計画審議会がいいって言えばいいんだというふうにして出しておられるのか、県としてもこれはもういいんじゃないかと。ですから、都市計画審議会に諮りましょうというふうにお考えになってんのか、その辺の経過がちょっとわからないんですけど。

○議長（松本） そのとおりですね。県という立場でもってどなたか、都市計画のほうからございますか。今、須田さんのほうは、県に対する質問のようでございますから。

○幹事（建築指導課長） 建築基準法の51条のただし書きの許可をする場合に、産業廃棄物処理施設がその場所でいいかどうかというのは、都市計画審議会の議を経て許可するということになっておりまして、手続上はそれで正しいと思っているんですけども、都計審にかける前に市の都市計画審議会にかけまして、それで了解をいただいているというふうに聞いておりますので、そういう意味ではこの件につきましては支障がないのではないかとというふうに思っておりますけども。

○議長（松本） 今、県のほうからもお考えになったわけですが。

○須田委員 じゃ、いいですか。

○議長（松本） 須田さん。

○須田委員 要するにお伺いしたいのは、この施設がここでいいんだと、都市計画審議会の議があれば、まあ、ここでいいだろうという県のお考えなのか。やっぱりここに上がってくるには、当然県としてこれは許可相当だろうと、都市計画審議会にももちろん法的には諮らなきゃいけないけれども、これは県の都市計画審議会に諮ってオーケーよとなれば、もう許可しても当然だという施設だというふうにお考えなのかどうかということを、ここで判断して、だめなものはだめなんです、いいかどうかは都市計画審議会で決めてくださいと行って投げてくるというんじゃ好ましくないんじゃないかというふうに思うんですよ。これは、県としてこの場所にこの産業廃棄物の施設、やむを得ないなど、こういったところでやってもらうしかないだろうというか、そういう何か過去の審議の経過があってここに上がってきたんじゃないかと思うんですけど、その辺の県の考え方、もうこれはやむを得ない、ここで許可してもいいんだと、ここでやってもらえばいいんだというふうにお考えなのかどうかということがこの都市計画審議会の非常に大きな基準になってくんじゃないか、一人ずつがこれでいいかどうかで今言われても、正直言って難しいと思うんですよね。県としての考え方がここでいいんじゃないかというふうにしてここまできたのかという、そういう経過を教えてください。議を経てやるんですというだけではちょっと判断がなかなかつかないと思います。

○議長（松本） 建築指導課長の立場で、またお答えいただきたいと思います。

○幹事（建築指導課長） 埼玉県と同様に、川越市も特定行政庁になっておりまして、権限につきましては川越市が持っているんですね。判断につきましては、川越市がやると、そういう権限になると思います。

○議長（松本） それじゃ、川越市のほうから。

○川越市（参事兼建築指導課長） 今回特定行政庁として埼玉県の都市計画審議会に付議する前に、川越市の都市計画審議会のほうにも諮っております。川越市都市計画審議会につきましては、現地視察を含め説明、報告を3回にわたり協議していただきまして、その上で4回目に諮問いたしまして御回答いただいたものとなっております。

○議長（松本） 特定行政庁というような立場でのクリアをしているというお答えのようですけれども。

○須田委員 特定行政庁である川越市が判断をする、つまり川越市の都市計画審議会に諮って了となっているという説明ですと、じゃここは要らないんですか。やっぱり川越市は特定行政庁だと思いますが、その特定行政庁たる川越市の都市計画審議会が判断をされても、最終的にはこういった建築基準法第51条のただし書きというのは県の都市計画審議会の議を経て許可をするということになってんじゃないですか。

○幹事（建築指導課長） 産業処理施設につきましては、本来都市計画で決定すべきでございまして、そのものが埼玉県になっているということでございまして、これは都市計画法の15条にそう定め

てあるんですけども、そこで県の都市計画審議会にかけていると、そういうものでございます。

○議長（松本） 神山さん。

○神山委員 今、須田委員が言われている部分について、県はどう考えてるのかということですから、県は今示していないんだと思うんですよね。ですから、県が判断をしないで、今の川越市から上がってきた部分についてここで判断してくれということであるならば、考え方が変わってくるんではないかと思えますんで、その辺もう一度明確に答えてもらったほうがいいと思います。

○議長（松本） どうぞ。

○幹事（都市整備部副部長） 済いません。都市整備副部長、吉村でございます。ちょっと補足的に御説明をさせていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、都市計画上の位置の指定がないものについては建築基準法51条ただし書きの規定により県の都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないものについては許可するというふうになっております。今回上がってきておりますのは、そのルートによって付議されているものでございまして、なぜ県の都市計画審議会にかけるかといいますと、産業廃棄物処理施設につきましては地元の話もあるんですけども、さらに広域的な都市計画上の見地からの判断も必要であるということですのでそのような規定になっているものでございます。したがって、市の都市計画審議会や市の御判断もあるんですけども、ここでは広域的な見地からの御判断をお願いをしたいと思います。さらに、私ども県といたしましては、広域的な見地から見てこの施設の位置については支障がないというふうに考えております。

○議長（松本） 何か一番最初にそれ言えば終わっていたような。

須田さん。

○須田委員 よろしいですか。産業廃棄物の処理施設等々は、どうしてもいわゆる迷惑施設的なもの、こういったものはなかなか市街化区域地内で申請をされるということになりますと、近隣住民との問題、この市街化調整区域のここがいいとは私はわかりません。場所もわかりませんが、こういった施設については市街化調整区域の活用というのもしらばりある程度考えていかないといけないだろうなというふうに私は思う一人なんです。ですから、この施設につきまして近隣住民の皆様にも迷惑をかけない、そのいろいろな配慮がなされ、協定等も結ばれ、そしてやむなしという県の判断があるのであれば、私はよろしいと思うんですけども、こういった施設を許可するかしないかといった場合には、県のいろいろな意味での指導というか、やむを得ないというその判断に立つのか立たないのかという県の立場というか、見解というのが非常に大きいんじゃないかと思うんです。それで、最初にお聞きをしたわけなんです。決してこのことについてどうこうというつもりはありません。

○議長（松本） 大変ありがとうございます。大所高所の御意見でございますが、部長さんのほうもその辺のことは十分ひとつ今後とも気をつけていただきたいと思いますというふうに思っております。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松本） ないようでしたら、この件に関してはこういう形でもって支障なしというような形でよろしゅうございますでしょうか。挙手をお願いいたしたいと思います。

〔挙手多数〕

○議長（松本） ありがとうございます。

それでは、傍聴者の方々がいらっしゃるわけでありますが、事務局の御指示によって御退席をお願いいたします。

以上をもちまして本日の審議は終了をさせていただきます。大変ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

熱心な御審議をありがとうございました。

それではここで、県を代表いたしまして松岡都市整備部長よりごあいさつを申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 埼玉県都市整備部長の松岡でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

審議会委員の皆様方におかれましては、毎回御熱心な御論議をいただきまして厚く御礼申し上げます。今年度は、本日の案件を含めまして58件の議案を御審議いただきました。おかげさまをもちまして、県内各地域におきまして都市計画の規制、誘導や土地区画整理等の諸事業が順調に推移しておりますことに改めてお礼を申し上げます。県といたしましては、引き続き時代の要請に応じた都市計画行政を適切に進めてまいりたいと考えております。委員の皆様方には今後とも引き続き御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。どうも本日はありがとうございました。

○事務局 それでは、これもちまして審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたり審議いただきましてありがとうございました。

午後2時56分 閉会